

第4次 老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーン要綱

1. 趣 旨

高齢者の消費者被害が社会問題として取り上げられる中、老人クラブは、平成26年から本キャンペーンに取り組み、「伝える、気にかける、つなげる」を活動の柱に、活動の中心となる見守りサポーターの育成とともに、高齢者が主体となった取り組みを展開してきました。しかし、警察庁の調べによると、令和3年の特殊詐欺の認知件数の約9割は65歳以上の高齢者で、その内、7割以上が女性で、高齢者、特に女性の被害が多いことが報告されています。

そこで、老人クラブにおいても引き続き関係者と連携して被害防止を目指します。

2. 主 唱

全国老人クラブ連合会（以下「全老連」）、全老連女性委員会
都道府県・指定都市老人クラブ連合会（以下「都道府県老連」）

3. 実施主体

単位クラブ 市区町村老人クラブ連合会（以下「市区町村老連」）

4. 推進期間

令和5年度～7年度（3か年）

5. 実施内容

- 「見守りサポーター」の普及
- 被害防止に向けた情報提供

見守りサポーターの役割

- ・伝える…… 活動や日常生活を通じて、被害防止情報を伝える。
- ・気にかける… 困っているサインや周辺の不審な様子を見逃さないように気にかける。
- ・つなげる…… 関係機関とのつなぎ役となり、被害防止に努める。

6. 推進方法

(1) 「見守りサポーター」の養成

- 市区町村老連において『見守りサポーター』養成講座』の開催に取り組む。
- 単位クラブにおいて「見守りサポーター」を中心にした被害防止活動に取り組む。

(2) 関係機関・団体と連携した被害防止活動の展開

- 全老連、都道府県老連、市区町村老連の各段階において、関係団体と連携して高齢者の消費者被害防止活動に取り組む。
- 女性委員会（部会）を中心にした取り組みを展開する。

(3) 組織内外における広報活動

- 会員をはじめ、関係機関・団体への情報提供を通じて、活動のPRを行うとともに、高齢者が主体となって被害防止に取り組む姿勢をアピールする。